

平成30年度公正取引委員会行政事業レビュー
公開プロセス（6月11日）

事業名：消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査

評価結果

事業内容の一部改善

（内訳：事業内容の一部改善4名，現状通り2名）

取りまとめコメント

- 毎年，郵送により，悉皆的に調査を行ってきたことは了解できる。
- 平成26年度以降，4年間調査を行い，一定の成果を収めていることから，今後も調査を行う必要がある。
- 他方，インターネットを利用した調査や分野別の調査の実施の余地及び調査票の内容の工夫の余地があると考えられるので，より一層の改善に努める必要がある。

外部有識者の主なコメント

- 毎年、郵送により、悉皆的に調査する方法は、維持することに理由があると思われる。原状回復額等と比較すると、書面による調査のコストは正当化できると判断する。さらに、調査票送付自体による抑止効果等も加えると、費用対効果面でも正当化できる。
- 調査を開始して4年以上経過し、成果も出ていると思われるので、来年度も実施すべきである。実施に当たっては、4年間の経験・結果をいかして、調査票の質問をより回答しやすいものに見直すべきである。
- 消費税率5%から8%への引上げ時には4年かけて調査を行ったにもかかわらず、平成31年10月に予定されている8%から10%への引上げ時の調査は1年半というのはバランスが悪い。10%への引上げ時の調査に当たっては、8%から10%への引上げ分だけでなく5%時点からの一連の引上げについて、まとめてヒアリングするという調査内容にすることが望ましい。
- 効率化の観点から、書面調査からインターネット調査への変更、全数調査から年度ごとに分野重点調査とすることなどを検討すべきである。
- セキュリティの問題はあるものの、インターネット、メール等を活用した調査を検討すべきである。
- 取引先企業の違反行為を報告するなど、微妙な情報を集めることになるので、必要な情報がより効果的に拾い上げられる工夫を検討する必要がある。
- 違反事業者名の記載を「希望しない」という欄を調査票に設けるなど、指摘を控えている層からも違反の事実を吸い上げやすいように工夫すべきである。
- 本事業は公正取引委員会と中小企業庁の共同プロジェクトであるが、配布されている参考資料では中小企業庁との分担と効果が分かりにくいので、集計データも統一してほしい。